

新設分割に係る事後開示書面

2021年12月1日

株式会社ホープ
株式会社ジチタイワークス

2021年12月1日

福岡県福岡市中央区薬院一丁目14番5号
株式会社ホープ
代表取締役社長兼 CEO 時津 孝康

福岡県福岡市中央区薬院一丁目14番5号
株式会社ジチタイワークス
代表取締役社長 時津 孝康

新設分割に係る事後開示事項

(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条
並びに会社法第815条第3項第2号に定める書面)

株式会社ホープ(以下、「分割会社」といいます。)は、2021年10月26日付新設分割計画書に基づき、2021年12月1日を効力発生日として、株式会社ジチタイワークス(以下、「新設会社」といいます。)を新たに設立し、分割会社が営むジチタイワークス事業(以下、「本件事業」といいます。)に関して有する権利義務を承継させる新設分割(以下、「本件新設分割」といいます。)を行いました。本件新設分割に関して、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 新設分割が効力を生じた日(会社法施行規則第209条第1号)

2021年12月1日

2. 会社法第805条の2の規定による手続(新設分割の差止請求手続)の経過(会社法施行規則第209条第2号)

本件新設分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割に該当し、会社法第805条の2ただし書に定める場合に該当するため、差止請求に係る手続は行っておりません。

3. 会社法第806条及び第808条の規定並びに第810条の規定による手続の経過(会社法施行規則第209条第3号)

(1) 会社法第806条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過について

本件新設分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割に該当し、同法第806条の

適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は行っておりません。

(2) 会社法第 808 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過について

本件新設分割において、会社法第 808 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権が存在しないため、会社法第 808 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第 810 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について

本件新設分割においては、分割会社から新設会社への債務の承継は、重畳的債務引受の方法により行いましたので、会社法第 810 条の規定による手続は行っておりません。

4. 新設分割により新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 209 条第 4 号）

新設会社は、本件新設分割の効力発生日をもって、本件新設分割の新設分割計画書の定めに従い、分割会社の本件事業に係る資産、負債、その他の権利義務、契約上の地位等を承継しました。承継した資産は 32 百万円（概算値）、負債は 22 百万円（概算値）であります。

5. その他新設分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上